

自転車 J I S が改正されました

(財) 自転車産業振興協会 技術研究所

1. 今回改正された規格

今般、平成20年4月20日付をもって下記2規格が改正公示されましたので、その概要を以下に紹介します。

- ① J I S D 9 3 0 1 (一般用自転車)
- ② J I S D 9 3 0 2 (幼児用自転車)

2. 改正の概要

① J I S D 9 3 0 1 (一般用自転車)

- ・ **適用範囲**で、一般用自転車に電動アシスト機能が付加された電動アシスト自転車は、適用外とした。これは、本規格には、電動アシスト自転車で最も重要な、電動アシストユニットの安全性、駆動部の強度が規定されていないため、それらの規格化が完了した後に含めることとした。
- ・ アスベストを含有するブレーキ部材を使用してはならないことを明記した。なお、アスベストの有無は、JIS A1481 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法) により確認する。
- ・ ハンドルでは、ホークシステムを外側からクランプする構造のハンドルシステムの試験ができるように試験方法の記述、ハンドルシステムのはめ合わせ限界標識についての記述、及びエンドキャップなどの離脱力の規定を追加した。
- ・ 車輪の回転精度では、測定方法が不明確であったため、文言を追加した。
- ・ 前車輪の保持については、ISO 4210 に整合化させ二次的な車輪保持具を備えていないものを認めていたが、クイックリリースハブの調整不良による車輪の脱落事故が見られるため、二次的な車輪保持具を備えていないものは認めないように変更した。
- ・ クイックリリースは、ハブの他にシートポストの固定及び折り畳み機構にも使用されているため、ISO 4210 に整合化させ “クイックリリース装置” に変更した。
- ・ **タイヤ及びチューブ**の表示空気圧の用語を、標準空気圧又は最大空気圧に変更した。
- ・ **リム外れ強さ**は、表示空気圧の 150 %の内圧を加える試験が規定されているが、JIS K 6302 にもタイヤのリム外れ水圧試験の規定があるため、2 種類の試験のどちらか小さい方の圧力を選択して試験ができるように変更した。
- ・ **制動性能試験**は、手動ブレーキについての記載が、装置によって行う場合 “0.2 秒以下になるように” となっていたが、これは ISO 4210 の誤訳であり “0.2 秒を超えるように” に変更した。また、放水の開始及び停止については、計時地点 f の 25 m 前から放水を開始しなければならないが、試験走路が狭い場合を考慮し、傾斜台を使用し、計時地点 f の 25 m 前から放水できない時は、あらかじめ車輪などを十分にぬらしてから開始してもよいことを追加した。
- ・ **フレーム**の耐振性試験は、試験方法の記述を追加した。また、おもりの質量は、おもりを取り付けるおもり受台の質量が含まれているのか、別であるのか明確にするため、おもり受台の質量を規定した。電動アシスト自転車は、適用範囲に含まれないため、電動アシスト自転車の試験条件を削除した。
- ・ **取扱説明書**は、夜間に走行するときには前照灯を必ず点灯すること及び走行中の携帯電話の使用禁止を追加した。幼児用座席の取付けでは、幼児用座席の取付けの可否を 15 kg

以下用と 22 kg 以下用を区別して記載するよう規定を改めた。また、道路交通法改正案で、児童または幼児を保護する責任のあるものは、児童または幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童または幼児に乗車用ヘルメットをかぶせるように努めなければならない旨が提案されているため、同乗させる幼児に幼児用ヘルメットを必ず着用させることを追加した。さらに、児童が自転車に乗車する際には必ず自転車用ヘルメットを着用させること、及び児童以外の一般のものが自転車に乗車する際にも自転車用ヘルメットを着用し、対人対物賠償保険に加入するよう記載することが望ましいことを追加した。

② J I S D 9 3 0 2 (幼児用自転車)

- ・引用規格は、JIS B 0205 (メートル並目ねじ) 及び JIS B 0207 (メートル細目ねじ) の規格が廃止され、JIS B 0205-1~JIS B 0205-4 (一般用メートルねじ)、及び JIS B 0209-1~JIS B 0209-3 (一般用メートルねじ-公差) に改正されたことに伴い、その規格番号、名称を変更した。
- ・アスベストを含有するブレーキ部材を使用してはならないことを明記した。なお、アスベストの有無は、JIS A1481 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法) により確認する。
- ・各部の固定は、ISO 8098 に整合化させ、ブレーキ本体及びどろよけをフレームに取り付けるねじ並びにサスペンション装置の組み付けに使用するねじは、ロックワッシャ、ナイロンナット、接着剤などの緩み止めと共に使用しなければならないことを規定した。しかし、どろよけを前後ハブ軸に直接固定する場合には、緩み止めを使用しなくてもよい。このほか、ハンドルステムだけではなく、ハンドルバー、バーエンドバー、サドル、シートポストを固定するねじもメーカーが推奨する締め付けトルクの 150 % で締め付けたときに破損してはならないと規定した。
- ・にぎりは、JIS D9413 (自転車-にぎり) に整合化させ、乾燥時に 70 N 以上の離脱力 であったものを温水に浸せき後 100 N 以上の離脱力に変更すると共に、試験方法を追加した。
- ・タイヤとフレーム体又は前ホーク各部とのすき間は、ISO 8098 の改正に整合させて、“2 mm” を “6 mm” に改めた。
- ・クイックリリースハブ装置は、ISO 8098 の改正に整合化させ、幼児車にはクイックリリースハブ装置は使用してはならないことを規定した。
- ・保護装置は、リングケースの大きさは規定されていなかったが、JIS D 9301 と同様に、リングケースは、外側のギヤ板直径より歯先で測定して 10 mm 以上大きくなければならないことを規定した。
- ・幼児用自転車は夜間には使用しないことから、従来はリヤリフレクタの装着のみを求めていたが、日没の早い冬季においては、暗がりを行走することもあることからペダルリフレクタ、フロントリフレクタ、サイドリフレクタも装着するよう改めた。
- ・製品の表示は、ISO 8098 の改正に整合させ車体番号も表示するよう規定した。
- ・取扱説明書は、規定文を JIS D 9301 (一般用自転車) に整合するよう見直しを図った。

今回改正された J I S の内容については、日本工業標準調査会のホームページ (<http://www.jisc.go.jp/>) から閲覧が可能です。